

北九州市公報

発 行 所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北 九 州 市 役 所

目 次

◇ 公 告

ページ

- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告【総務市民局市民部区政推進課】

2

北九州市公告第 6 1 0 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 7 8 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 2 5 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 2 5 日

北九州市長 武 内 和 久

1 調達内容

（１） 特定役務の名称及び数量

総合コールセンター兼代表交換システムリース及び保守 一式

（２） 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

（３） 履行期間 契約締結の日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

（４） 履行場所 市の指定する場所

（５） 入札方法 総価により行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

（１） 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 に該当しない者であること。

（２） 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 1 1 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

（３） 電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者であること。なお、共同事業体により入札に参加する場合は、次の役割ごとに定める要件を満たす 2 者から構成される共同事業体とし、イが電気通信事業者であれば足りるものとする。また、アは構成員を代表し、入札及び契約等の諸手続きを行うこと。

ア 機器のリース及び事業管理の役割を担う者

イ 機器の設置及び保守の役割を担う者

- (4) 北九州市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 共同事業体を構成する場合、本案件について、複数の共同事業体の構成員ではないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和7年9月16日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）に競争入札参加資格申請を行わなければならない。

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市総務市民局市民部区政推進課

イ 日時 この公告の日から令和7年9月16日まで（日曜日等を除く。）の毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(2) 入札説明書及び仕様書等の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。

(3) 入札説明会の場所及び日時 実施しない。

(4) 競争参加の申出書の提出 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和7年9月16日午後5時（日曜日等を除く。）までに競争参加の申出書を北九州市総務市民局市民部区政推進課に提出しなければならない。郵送による場合は、第1号アの場所に書留郵便により、令和7年9月16日午後5時必着のこと。

(5) 入札及び開札の場所及び日時

ア 場所 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所本庁舎地下2階第2入札室

イ 日時 令和7年10月9日午前10時

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和7年10月8日の午後5時までに必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札

イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札

ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

(4) 落札者の決定方法

契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。

(7) この公告に係る契約は、政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(8) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市総務市民局市民部区政推進課

〒803-8501 北九州市小倉北区域内1番1号

電話 093-582-2107

6 Summary

(1) Nature of Service to be procured:

Lease and Maintenance of Integrated Call Center and Main Switchboard System

(2) Deadline of Tender (in Person)

10:00 a.m., October 9, 2025

(3) Deadline of Tender (by mail)

5:00 p.m., October 8, 2025

(4) For further information, please contact:

Ward Administration Division,

Citizen's Affairs Department,

General and Civic Affairs Bureau,

City of Kitakyushu,

1-1 Jonai, Kokurakita-ku, Kitakyushu-city 803-8501 Japan TEL 093-582-2107